

南 甘 漁 業 協 同 組 合 遊 漁 規 則
(共第6号第五種共同漁業権)

(目 的)

第一条 この規則は、南甘漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた共第6号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（アユ、マス（ヤマメ、イワナを含む。以下同じ。）、ウグイ、ウナギ、カジカ）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第二条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。ただし、未就学の幼児及び小学生が行う遊漁についてはこの限りでない。

2 前項の規定による申請は、期間1日の遊漁の場合は口頭で、その他の場合は遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、期間1日の遊漁の場合には第十二条に規定する場合を除き、期間1年の遊漁の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養もしくは組合員もしくは他の遊漁者（第一項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第十二条に規定する場合を除き、第一項の承認をするものとする。

4 第一項の承認を受けたものは、直ちに、第七条第一項あるいは同条第二項の遊漁料を同条第三項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁期間)

第三条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

水 産 動 物	期 間
ア ユ	組合が定める日時から10月31日まで
ヤ マ メ (サクラマスのうち降海しないで淡水域に留まるものに限る。以下同じ。)	3月1日から9月20日まで
サ ク ラ マ ス (降海した後にさく河したものに限る。以下同じ。)	3月1日から9月20日まで
イ ワ ナ	3月1日から9月20日まで

- 3 前各項の制限の他、組合は漁具漁法、区域、期間を定め遊漁を制限することがある。
- 4 第二項の組合が定める日及び前項の制限は、組合の掲示場に掲示するほか組合広報に掲載して公表するものとする。

(禁止区域等)

第五条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
神流町大字柏木赤土橋から下流の神流川	9月15日から10月31日まで
神流町大字柏木柏木ダム堰堤から柏木橋までの神流川	9月21日から2月末日まで
神流町大字生利飯島川の全域 ただし、県立万場高等学校水産コースの学習のために教材地として利用する場合を除く。	1月1日から12月31日まで

(全長の制限)

第六条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

水 産 動 物	全 長
ア ュ	10cm 以下
ヤ マ メ	15cm 以下
サクラマス	15cm 以下
イ ワ ナ	15cm 以下
マ ス	15cm 以下
ウ グ イ	8cm 以下
ウ ナ ギ	30cm 以下

(採捕尾数の制限)

第六条の2 次の表の左欄に掲げる魚種は右欄に掲げる尾数を超えて採捕してはならない。

魚 種	採捕尾数制限
ヤマメ サクラマス イワナ	1日20尾(左欄の数を合算したもの)

(遊漁料の額及び納付の方法)

第七条 遊漁をする場合の遊漁料について、別表の遊漁証取扱所において納付するときは次の表のとおりとし、第三項ただし書きに規定する方法により納付するときは次の表の遊漁料に全魚種は2,500円を、アユを除く魚種は1,500円を加算した額とする。

遊漁対象水産動物	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
全 魚 種	徒 手 採 捕 手 釣・竿 釣 や す	1 日	2,500円
		1 年	10,500円
アユを除く魚種	徒 手 採 捕 手 釣 竿 釣	1 日	1,500円
		1 年	6,000円

2 次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は前項の規定にかかわらず次の表の相当欄のとおりとする。

遊漁者の種類	遊漁対象水産動物	漁具漁法	期 間	遊 漁 料
中 学 生	全 魚 種	徒手採捕 手 釣 竿 釣	1 年	300円
障害者手帳を 有する者	全 魚 種	徒手採捕 手釣・竿釣 や す	1 年	前項の規定 より2,000円を 減じた額
	アユを除く魚種	徒手採捕 手 釣 竿 釣		

3 遊漁料の納付は、別表の遊漁証取扱所においてしなければならない。ただし、期間1日の遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(特設釣り場)

第八条 組合は通年次の区域を特設釣り場として定め、ニジマスの濃密放流を行うものとする。

区 域
船子川上流ダムから、川平堰堤及び東沢堰堤までの間の船子川

2 前項の期間及び区域での遊漁は、前条各項にかかわらず次の表において納付するものとする。

遊漁者の種類	遊漁対象 水産物	漁具・漁法	期間	遊漁料
中 学 生	ニジマス	竿 釣 り	1 日	2, 0 0 0 円
小 学 生				1, 5 0 0 円
上記以外の者				3, 5 0 0 円
女 性				上記金額より 5 0 0 円を減じた 額

(遊漁承認証に関する事項)

第九条 組合は第二条第一項の承認をしたときは、組合が定める遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第十条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の底を撈はんしてはならない。

(漁場監視員)

第十一条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、組合が定める漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第十二条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

○ 平成 29 年 2 月 17 日群馬県知事認可 群馬県指令蚕園第 201-3 号

◆◆◆ 注 意 事 項 ◆◆◆

遊漁者がこの遊漁規則に違反し、漁場監視員の指導に従わない場合は、漁業法第 195 条に規定する漁業権侵害事例として警察に通報し、取締り協力を求めるものとする。

◆◆◆ 注 意 事 項 ◆◆◆

別 表 遊漁証取扱所

N0	名 称	所 在 地	電 話 番 号
1	飯塚西二	多野郡神流町大字麻生32	0274(57)3455
2	岡本博記	多野郡神流町大字生利1553	0274(57)3360
3	天野 賢	多野郡神流町大字万場2	0274(57)2620
4	斎藤千秋	多野郡神流町大字塩沢372	0274(57)3132
5	プロショップオガシワ	多野郡神流町大字黒田40	090-2497-3456
6	黒澤美喜雄	多野郡神流町大字船子1551	0274(57)3835
7	新井雄二	多野郡神流町大字小平82	0274(57)2823
8	茂木 均	多野郡神流町大字小平414	0274(57)3724
9	田村好啓	多野郡神流町大字相原3	0274(57)3664
10	黒澤一弘	多野郡神流町大字青梨851-1	0274(57)3626
11	野村吉三	多野郡神流町大字神ヶ原541-1	0274(58)2324
12	小林敬三	多野郡神流町大字神ヶ原36	0274(58)2920
13	高橋林一	多野郡神流町大字尾附44-1	0274(58)2095
14	新井英弥	多野郡神流町大字柏木76-1	0274(57)3469
15	黒澤和彦	多野郡神流町大字魚尾523	0274(58)2626
16	セブンイレブン 鬼石三杉町店	藤岡市鬼石634-4	0274(52)6707
17	つりピット!	高崎市江木町1499-1	027(384)3390
18	有限会社ゆうわ	藤岡市藤岡740-1	0274(23)3993
19	サンビーム高崎店	高崎市飯塚町206-6	0273(64)3332
20	(株) 上州屋高崎店	高崎市貝沢町1319-1	0273(64)0675
21	(有) アライ商会	高崎市上中居町280-5	027(323)8227